

平成26年度第2回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成27年3月17日（火）

午前10時から

場所：教育委員会室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 田上侑司 吉川豊 山内まり子 中川和夫

（事務局）総務部長 渡部敏明

総務部総務課長事務取扱総務部参事 林顕一

総務部総務課情報公開・法務担当主査 松原正和

総務部総務課情報公開・法務担当主事 西村かおり 戸田美菜

福祉部認知症・地域包括ケア担当課長 多田栄一郎

福祉部高齢福祉課認知症地域包括ケア係長 川村敏靖

1 開会

○総務課長 おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、前田委員、渡辺委員、木元委員から欠席のご連絡をいただいております。その他の委員は全員ご出席をいただいておりますので、本日の審議会は、審議会条例第7条第1項に規定してございます定足数を満たしており、成立をしておりますことをまずご報告させていただきます。

本日は、文京区個人情報保護条例に基づきまして、個人情報の目的外利用について、1件の諮問をさせていただく予定でございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。これより進行を内山会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

2 議事

○内山会長 おはようございます。それでは平成26年度第2回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。

本日の議事、議案は1件ということでございますが、諮問第1号、このことについて配付資料の確認と、それから、引き続いてご説明のほうもお願いしたいと思います。

○総務課長 承知しました。それでは、恐れ入ります、着座にてご説明させていただきます。

まず、資料のご確認をお願いと思いますが、資料につきましては、あらかじめ郵送させていただいております諮問第1号といたしまして、資料第1号は認知症の高齢者実態調査についてのとりまとめをしたものでございます。

それから、席上には参考資料1といたしまして、認知症実態調査のためのケアパス作成事務の流れ、それと資料2といたしましてパンフレットの構成案、それと諮問書を席上のほうにご用意させていただいております。

お手元の資料、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号についての説明のための所管課の職員が同席しておりますので、まず紹介をさせていただきます。多田認知症・地域包括ケア担当課長でございます。

○認知症・地域包括ケア担当課長 よろしくお願ひいたします。

○総務課長 隣には、高齢福祉課の川村認知症地域包括ケア担当の係長でございます。

○高齢福祉課認知症地域包括ケア担当係長 よろしくお願ひいたします。

○総務課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件についてのご説明をさせていただきます。平成26年度の諮問第1号でございますけれども、認知症ケアパス作成のために行う認知症実態調査に係る個人情報の目的外利用について及び目的外利用したことの本人通知の省略についてでございます。

諮問の主旨でございますけれども、厚生労働省は認知症の人ができる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ、これは認知症ケアパスと申しますが、これの作成及び普及を推進することといたしました。認知症ケアパスの作成に当たっては、介護や医療といった統計データを活用するほか、地域の高齢者の実態の的確な把握のため、認知症実態調査を実施します。この調査の実施に当たりまして、対象者を適切に把握するとともに、調査終了後、クロス集計等を行うため、65歳以上の区民に係る介護保険被保険者情報を利用する必要があるということで、本件につきましては、文京区個人情報の保護に関する条例の第14条第1項に規定いたします個人情報の目的外利用に該当するため、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用すること及び目的外利用したことの本人通知の省略について審議会でのご意見をお伺いすると、こういうことでございます。

詳細につきましては、所管の課長から説明させていただきます。

お願ひいたします。

○認知症・地域包括ケア担当課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、資料第1号をごらんください。「認知症ケアパスの作成に向けた認知症実態調査の概要について」でございます。まず、背景についてですけれども、ご案内のとおり、超高齢社会を迎えるという中で、認知症高齢者の方が急増するという予想がされておまして、そうした

中、政府の国策ということで、さまざまな取り組みを推進しているところでございます。そのさまざまな取り組みの一つとして、この背景のところ、2段落目ですけれども、各種計画において云々と書いてありますけれども、国のほうとしていわゆるオレンジプランという言い方をしている計画があるんですけれども、そのオレンジプランの中でこの認知症ケアパスをつくるということが明記されていまして、この認知症ケアパスについて、文京区としても今年度、認知症に関するさまざまな取り組みをしているんですけれども、来年度、27年度、重点施策ということで認知症ケアパスの作成・普及事業について取り組むという予定をしております。

この認知症ケアパス作成・普及事業についてですが、2つ目の事業概要というところ、これについてはホチキスとじでこのA3の縦の説明図で示した資料があります。こちらをお開きいただきたいと思います。

まず、認知症ケアパスなんですけれども、非常にその考え方というか、概念がわかりにくいという点がございまして。ちょっとそのあたり、できるだけわかりやすく説明させていただきたいと思います。まず、このA3の資料の左上に認知症ケアパスとはと書いてございますけれども、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れということで、自治体、保険者がそれについてどういうことが求められるのかということで、その矢印の下にちょっと書いてございます。認知症の生活機能障害に応じた支援を体系的に紹介すると同時に、それぞれの役割をわかりやすく示して、認知症の人を地域でいかに支えていくかを明示することというふうになっているので、このあたりが一般的な説明になります。もう少し具体的に何をするのかというところで申し上げますと、真ん中の囲みのところの下の部分に2つ丸がついてございます。この認知症ケアパスをつくるために具体的にどうするかという部分なんですけれども、1つ目の丸の部分の、認知症の人に対する医療、介護、見守り等の日常生活の支援サービスが地域で包括的に行われる体制を構築する体制整備を行うというのが1点目。

もう1点目が、認知症の人や家族が状態に応じてどこに相談すればよいか、どのような対応やサービスが受けられるのかといったことをわかりやすく示すということ、この2点が具体的に認知症ケアパスのために行っていくことになります。もう少し具体的に申し上げますと、体制整備するためには、まちづくり的な視点ということで、ハードを整備するというのももちろんですし、ソフト面の整備というものもこれに含まれるのかなということですね。

どういうまちをつくっていくかという部分で、当然必要なのは、認知症の方もこれから認知症になるような方も含めて、どういうご心配があるのかとか、どういう困り事があるのか、あるいは文京区にはこういうものはあるけれども、こういうものは意外と少ないんじゃないかと

か、そういった部分について自治体としてしっかり把握をする必要があるということで、この認知症ケアパスをつくるために、その一番下の囲みの部分ですけれども、さまざまな課題と取り組みがあるんですけれども、その取り組みの中の1つがこの実態調査ということで、下に右に向けた矢印が3つほどあります。その一番上の部分ですね。認知症の人や家族のニーズを把握するというので、そのための認知症の実態把握を行うということで、1つが生活機能障害の発生により生じるニーズを具体的に把握することを目的とする実態調査ですとか、それ以外に、調査以外に既存データを活用するというのもこれに含まれてございます。

ちょっと実態調査から外れるんですけれども、文京区の認知症ケアパス、27年度の重点施策ということで申し上げましたけれども、これについては行政側だけでつくるのでは当然ありませんで、この認知症ケアパスのための作成の検討部会を設置し、そういったところで検討していくという、そういう流れを予定してございます。

最後に、認知症ケアパスの作成及び普及・啓発ということで行っていくわけなんですけれども、そこにスケジュール等についても書いてございます。最終的な成果物のイメージですが、本日の、ちょっと順番が逆になっちゃうんですけれども、参考資料2というホチキスとじのものがああります。こちらをちょっとごらんいただきまして、今、認知症ケアパスパンフレットということで、これは構成案となっています。実は、これからその検討部会でいろいろもんでいただいて、最終的にどうするのかというのは、細かいところはそこで検討する内容になりますので、これは今現在、事務レベルでの構成案ということなんですけれども、認知症ケアパスパンフレットについての項目ということで今考えられるものを整理しました。例えば認知症施策の基本理念、2つ目が文京区の目指す姿、認知症施策の方向性・目標といったことで、こういった関連するものをパンフレットで載せていくわけなんです。あと認知症のチェックシートとか、相談窓口がどういうところに文京区の場合あるのかとか、あと認知症サポート医の一覧ですね。どこに行けば認知症サポート医の方がいらっしゃるのかとか、あと認知症を予防する生活習慣についてということなんですけれども。

それで、認知症ケアパスのイメージ図でよく使われるものが、この一番最後の9に当たります。認知症の経過と対応一覧表ということなんですけれども、これについては、この資料にホチキスとじでA3の横の表ですね。こういったものも含めて認知症ケアパスという言い方をしているんですけれども、ちょっとごらんいただきますと、左から発症前の方、MC I 認知症予備軍の方、発症期、続いて症状多発期、身体症状複合期、ターミナル期ということで、右に行けば行くほど症状が重くなっているという、そういう構成になっているんですけれども、その

局面局面で、どういう対応のポイントがあるかとか、ご家族に対しては、こんなメッセージとか、こんな注意点がありますとか、あと支援体制ということでどういった機関があるのかといったことをわかりやすく説明したもの、こういうものを含めて最終的にその認知症ケアパスパンフレットというものを作成する予定でいます。

ということで、認知症ケアパス作成ということで、なかなかわかりにくいものなのかなと思います。今最後に申し上げました、これは一応、舞鶴市さんがつくったものを参考に載せさせていただいているんですけども、こういったものも含めて認知症ケアパスなんですけれども、要するにまちづくり的な視点、文京区にこういうものがあるって、こういうものがないというようなところを整理した上で、その地域の方々を含めて、どう認知症の方を支えていくかということを将来的に示していく、そういったものが認知症ケアパスというふうに考えているところでございます。

また一番最初のペーパーに戻っていただきまして、この資料第1号ですね。今、1番、2番ときまして、第3番の認知症実態調査の内容ということで、この認知症ケアパスを作成するために、地域の高齢者の状態像ですとか、その地域に不足している社会資源の整備状況の的確な把握が不可欠であるということで、この調査を実施するというところでございます。

(2)にございます、調査の種類と対象者ですが、2つございまして、アとして介護保険の第1号被保険者のうち、まず要介護・要支援の認定を受けていない者の調査ということで、これは対象者がおよそ4万人ほどいらっしゃるということで、その中で認定を受けた方が7,500人ほどおりますので、その方々を除いた約3万2,500人のうちから無作為抽出をして3,000人を対象にする予定でございます。それから、イとして、介護保険の第1号被保険者のうち居宅サービス利用者の調査ということで、これについてはその認定を受けた方7,500人のうちの居宅サービスを利用している方およそ5,000人ということなんですけれども、この5,000人の中から3,000人ほど抽出して、今回の調査の対象者とする予定でございます。

それから、調査方法についてはアンケート方式、調査期間については本年の4月から5月に設計・作成、6月から7月に発送・回収という、そういう予定を組んでございます。

裏面をごらんください。利用する情報についてですが、まず、調査対象者を抽出して、アンケートを送付するために介護保険被保険者情報として65歳以上の区民に係る以下の情報を目的外利用する必要があるということなんですけれども、項目としては氏名、生年月日、性別、住所、介護保険被保険者番号、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、利用している介護保険サービスの種類という項目になります。

それから、(1)として、まず認定を受けていない方の調査についてですが、これはアンケートの送付対象者を抽出するために氏名、生年月日、性別、住所、介護保険被保険者番号及び要介護度の有無を利用するという事で、要介護のあり、なしで認定を受けていないかどうかというところを判定して抽出するという事です。

それから、(2)として、介護保険の第1号被保険者のうち居宅サービス利用者の調査という事です。アンケートの送付対象者の抽出のために氏名、生年月日、性別、住所、介護保険被保険者番号、要介護度の有無及び利用している介護保険サービスの種類を利用するという事でございます。ここで居宅サービス利用者に限定する意図については、認知症の方は当然施設に入っていらっしゃる方も多くいらっしゃるんですけども、基本的にこれからの認知症施策においては、在宅でできるだけ住み続けていただくというのが全体の方針でございますので、ここでは居宅サービスの利用者の方にそこを限定して調査をするという、そういう目的で居宅サービス利用者の方に限定しているという事でございます。

それから、(3)としてアンケート調査終了後の業務という事で、アンケート終了後、被保険者番号を使用して要介護度ですとか、日常生活自立度の情報と突合させてクロス集計をして、また分析につなげていくという、こういう流れでございます。これについてもなかなか、この事務の流れについてイメージがなかなかつかないと思われまますので、参考資料1として、A4、1枚でフロー図みたいなものをちょっと用意しました。左から介護保険課、高齢福祉課、委託業者、調査対象者ということで並んでございます。大きく分けると2つの作業がございまして、1点目は、介護保険課のデータを高齢福祉課で受け取りまして、受け取ったデータをもとに委託業者に送付先のリストを作成して送ると、もう一つは宛名ラベルですね。調査票を送るための宛名ラベルも高齢福祉課で作成すると。それを送付先リストと宛名ラベルを委託業者に送って、委託業者はそれに基づいてアンケートを送付するという、これが1つの流れでございます。その後、アンケートにご協力いただいた方から高齢福祉課のほうにアンケート結果が届くわけなんですけれども、そのアンケート結果を今度は委託業者がパソコンで入力をして、1つのデータを作成します。そうすると、そのデータと、要するに調査結果をまとめたデータと、それと、あと要介護度と認知症高齢者の日常生活自立度をクロス集計して分析する必要がありますので、一旦、業者のほうで作成したデータを高齢福祉課のほうで受け取りまして、高齢福祉課のほうで被保険者番号をキーにして、要介護度と日常生活自立度を組み合わせた形のデータをつくりまして、それをまた委託業者のほうに返して、委託業者のほうで分析を行うという、こういう流れを今、予定しているところでございます。

このあたりの流れの中で、セキュリティについての部分です。まず、介護保険課と高齢福祉課の関係ですが、この2つの課は同じフロアで並んで課があります。一応データについては媒体、USBになろうかと思えますけれども、USB等の媒体で高齢福祉課のほうで受け取りをしまして、そのデータについてはパスワードをかけるなどして、担当者だけが操作できる環境をつくっていききたいというふうに思っております。それから、高齢福祉課のほうにもリストや宛名ラベルをつくったりですとか、あるいは、調査票がたくさん送られてきますので、そのあたりの個人情報については鍵のかかるスペースを用意して、そこできっちりと保管をしていききたいというふうに考えてございます。

それから、高齢福祉課と委託業者との関連ですけれども、これは仕様書にる記載をしてございますけれども、例えば作業場所をきちっと確保する。その作業場所については、第三者が立ち入らないような取り扱いとするですとか、あるいは、パソコンについてはインターネット環境ですとか、その他のネットワーク環境はあると思えますけれども、そういったところに関係者以外の者がアクセスをしないようにという記述ですとか、あと守秘義務ということで目的外利用、目的以外の使用禁止ですとか、漏洩等についての禁止というようなことで、るる個人情報の取り扱いについて求めるような記載をしているところでございます。

それで4番目の利用する情報についての説明が終わりまして、5番目、個人情報の利用に係る本人宛通知の省略ということでございます。一番最初の資料1のほうです。資料1の裏面の5番ですね。個人情報の利用に係る本人宛通知の省略ということなんですけれども、認知症実態調査において介護保険被保険者情報を目的外利用する旨を明示するために別途個人情報を利用した旨の本人宛通知は行わないということとさせていただきますというふうに考えてございます。

それから、最後に個人情報保護条例上の取り扱いということで、文京区個人情報の保護に関する条例第14条第2項第4号及び第3項ただし書の規定に基づき、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の意見聴取が必要であるということで、本日参った次第でございます。

私のほうからは以上です。

○内山会長　ご苦労さまでした。

諮問に係ることについてのご説明が終わりましたので、この後は、ご出席の各委員からご質問とご意見を頂戴させていただきます。

それでは、私のほうから若干説明をいただきますが、目的外利用というのは要するに介護保

険課で持っているデータを高齢福祉課が使うという部分が目的外利用ということですね。その後の高齢福祉課で得たデータをもとにいろいろな作業をするのは、それはもともと高齢福祉課の目的のことということですからけれども、これは目的外ということではないということでしょうね。委託業者にリスト、宛名ラベルを渡すということですが、ここでは個人名が委託業者にわかってしまうわけですね。その後、アンケートを受け取った後、受取役を高齢福祉課がやって、その後のデータ操作をして、委託業者のほうにそのデータの処理をまた依頼するということですか。この中ではもっと集約されて、その認知症の程度等がわかるようなものが出てくると思うんですけども、このことについて委託業者のほうは、文京区の誰々がそのような状況であるということについて認識し得るような情報が提供されることになるのかどうか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 この事務の流れの図をご覧ください。先ほどのラベル作成の上の部分の話と下の部分の話で、下の部分の話については業者が入力したデータを高齢福祉課のほうで受け取って、高齢福祉課のほうで新たな情報を加えて、また変換して、そこで業者のほうで分析をするということなんですけれども、この流れの中ではできるだけ氏名とか住所は、氏名とか住所がなくても分析ができますので、その部分は氏名、住所はカットして、入力作業から最終的な分析まで実施していこうというふうに考えてございます。

○内山会長 できるだけというのと、できないというのは随分違うんですけども、やろうと思うけれども困難だということ、やろうと思えばできるのとではちょっと違ってくると思うんですけども。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そこはできるだけというか、そこは氏名、住所は削除して作業を進めるように業者にちゃんと伝えますので。

○内山会長 業者のほうでは、要するに、認知症の程度が各地で個々人の方々のその程度がわかるような情報は受け取らないということによろしいですか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうです、はい。

○内山会長 それから、念のためですけども、高齢福祉課が委託業者に、データを外部に渡すわけですけども、これは15条の外部提供の制限にはかからないんですね。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうです。条例のつくりとしては、委託業者と区との関係ですので、委託についても、すみません、何条とすぐ出てこないですけども、委託の中で行われることなので、外部提供とはまた求める範疇が違っているというふうに考えているところです。そういったことも含めて、委託の中での個人情報のルールが定められていますので。

○内山会長 これは業務そのものなので、目的外の利用には当たらないから、外部提供、15条

の同意は要らないということですね。

それから、もう一点だけ、個人情報の利用に係る本人宛通知の省略の部分ですけれども、この部分は確かにそのアンケートを受け取る人は自分の個人情報がそのように使われて自分のところにアンケートを受け取ることになったということはわかるわけですが、アンケートを受け取らない人も、個人情報は介護保険課から高齢福祉課のほうに回ってきているわけですね。ですよ、これ。

○認知症・地域包括ケア担当課長 はい。

○内山会長 高齢福祉課のほうで選別するんですね。アンケートを誰々さんに送るかというのは。

○認知症・地域包括ケア担当課長 はい。

○内山会長 そうですね。だとすると、アンケートを送らない人のデータも高齢福祉課のほうではハンドリングするといいますか、処理しているという意味では、その部分があるということですので、その部分についても本人宛ての通知は不要であるということとして同意を得たいということの意見を求めたいということだと思っておりますけれども、いかがでしょうかということですね。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうですね、そのところは確かに、それも含めてということになろうかと思いますが。

○内山会長 作成事務の流れをご説明いただいたので、そのような中で情報が処理されるということをご説明いただきましたから、そういう全体の処理の中で適切かどうかということについて、ご出席の委員のご判断をいただきたいということだということとして整理させた上で、そのほか各委員からご発言を。

はい、どうぞ、中川委員。

○中川委員 私は今回の議題で一番疑問に思ったのは、目的外利用をしたことを本人に通知することを省略するという同意なんですね。これは個人情報の目的外利用というのはほかの分野でも多分あるんじゃないかと思うんですが、そのときは本人に通知することもあるんですか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 全体的な話として。

○中川委員 ええ、全体的な話ですね。それとも、目的外利用したことというのは、ほとんど目的外利用したことを本人に通知していないんですか。

○内山会長 それは条例の流れだから、説明は。

○総務部長 通常の目的外利用する場合には、本人の同意を得るとというのが大原則ですから、了解をもらった上で目的外に使いますから、通知する必要はそもそもないんですけども、このような形で審議会にお諮りして、本人同意にかわって審議会のご了解のもと目的外利用する場合には、通知の省略についてもご了解をいただいていると思いますが、確認させていただきます。

○内山会長 原則は通知が必要なんですよ。

○総務部長 ええ、原則は通知が必要です。

○中川委員 原則は通知している。

○総務部長 この場でご同意いただくような場合には本人への通知もあわせて、審議会の了解を得て省略という形が多いよね。

○情報公開・法務担当主査 そうです。省略しているケースが多いんですけども、ただ、条例の基本的な考え方は通知をするというものでございます。

○総務部長 原則はそうになっています。

○中川委員 私がどうしてこのアンケートの対象者に選ばれたんですかと質問されたときに、それはこの条例にある目的外利用で、審議会の了解のもとに使っていますとお答えになるんですか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうです。まず、無作為抽出ということなので、多分アンケートをお送りするときは、これこれこういう目的で調査することが必要になりましたと、つきましては無作為でアンケートを、無作為で対象者を抽出しておたく様にこのアンケートをお送りしましたという説明文をつけてお送りするような形になると思うんですけども、基本的には、ちょっと細かい話になっちゃうかもしれないけれども、住基情報ということで、住所ですとか氏名の部分については、基本的に行政がいろんなさまざまな事業を行う上で、基本的には広く使っている情報という位置づけにはなっているんですよ、住所と氏名については。

ただ、今回でいうと要介護度とか日常生活自立度については、これは住民票の台帳に載っている情報ではありませんので、その部分については少しグレードが高い部分ですので、それを今回、要介護度を持っている人、持っていない人ということに分けるために使ったりですとか、あと、最終的な分析をするときに認知症の度合いがどのくらいあるのかというのを付け加えて利用させていただくんですけども、どちらかというと、その部分についての目的外利用についてご審議いただくというのがメインの話なのかなと思うんですけども、基本的に私どもだけじゃなくて、そういう区のほうでいろんな実態調査というのは行っているんですけども、

住所、氏名を一般的に無作為抽出して使うということ自体は。

○中川委員 この議事録はホームページに掲載しますので、これを読んだ方は、自分の個人情報
は目的外利用されたんだということがわかります。そのときには、審議会の承認のもとに目的
外利用しましたとお答えになるわけですね。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうです。

○内山会長 審議会の意見を聞いて、意見が反対でも区長として相当だと思えばやってもいい
と、意見を聞くというだけでも。反対をしていることについて、やりはしないと思いますけれ
ども。正確には、意見を聞くということですので、各委員のご意見があればそれを集約して審
議会の意見とするということ。その上で区長がその意見を聞いた上で、それを実施するかどう
かをさらに判断をするということになります。今の、要するにどうして私が選ばれたんですか
という質問については、無作為抽出をしてあなたをアンケートの対象にしましたということは
説明するんですね。

○認知症・地域包括ケア担当課長 はい。

○内山会長 どうしてあなたがその無作為抽出するデータを持っているんですかと聞いたらば、
それは介護保険課の情報を使いましたと。そのことについては審議会の意見を聞いた上で目的
外利用を責任ある区長として判断して使いましたという説明をするわけですね。そのことは、
この審議会も議事録を公表しているんでしたか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 しています。

○内山会長 ですから、確認ができるということです。

はい、どうぞ。

○山内委員 山内です。この参考資料1で最後に高齢福祉課が情報を受け取って確認して終わ
りというふうに書いてあるんですけども、このアンケートが終了した後にこのアンケートに
使った情報とかというのは、それぞれ高齢福祉課と委託業者ではどういうふうに使われるん
ですか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 すみません、少し説明漏れがあったと思うんですけども、
業者のほうに残っている個人情報については、仕様書にも書いてございますが、必ず返却をす
るよう求めてございますので。あと、高齢福祉課のほうにおいても、最終的に分析したデー
タが集計したものが残れば基本的にはいいことになるかと思っておりますので、一定期間経ましたら、
そういう調査票等についても処分するなり、そういう対応をしていきたいというふうを考えて
います。

○山内委員 その紙媒体のアンケート表とデータである部分があると思うんですけども、その委託業者がデータをちゃんと処分したかとかというのは、どのようにして確認されるんですか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 仕様書に当然そういうことが書いてあるんですけども、確認方法という部分については確かに、その業者さんに、先ほど申しあげましたけれども、その作業スペースを云々ということで確保するような話の続きで、業者の作業スペースを確認するとか、いろんな形でセキュリティを守る方法というのはあると思うんですけども、最終的にはそのデータ、不正をして何か意図的にそういうことをするということ自体は、最終的にはその業者さんを信頼するしかないのかなという話になるかと思うんですけども。

○総務課長 1つの例としては、その業者との契約をする際に、例えば、個人情報のデータの扱いについては、きちっと消去しましたということを区に対して後々きちっと報告をさせるとか、その報告をもって区が確認をする。当然その事業者に対して万が一個人情報が出たときには条例上の罰則規定もございますので、そうした形でのセキュリティ管理をしている。業者のその実際の現場に区の職員が行って立ち会うということも場合によってはあろうかと思えますけれども、全てが素通しということではなくて、でき得限りのチェックはかけていきたいという事で、この業務に限らず、一般論としての話になってしまいますけれども。

○山内委員 もう一点、一般論として、その紙媒体のほうは処分されたというときって、どういうふう。何かシュレッダーにかけるとか、溶解処分とかいろいろあると思うんですけども、文京区ではどうやって処分する。

○認知症・地域包括ケア担当課長 紙媒体については基本的にはこちらで回収して、こちらでシュレッダーをかけるということができますので。

○山内委員 わかりました。ありがとうございます。

○内山会長 はい、どうぞ。

○中川委員 業者の選定はどのようにして行われますか。公開入札、それとも随意契約。

○認知症・地域包括ケア担当課長 これは、通常の入札ですね。

○中川委員 公開入札。

○認知症・地域包括ケア担当課長 はい、公開ですね。

○中川委員 誰でも応募できる。要するに登録。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そう、登録業者ですね。

○中川委員 それは文京区内でなくてもですか、対象は全国。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうですね、この件の業務だと恐らくというか、登録業者自体は区外も当然入ります。

○中川委員 区外も入っていますか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 はい。

○内山会長 はい、どうぞ。

○田上委員 この事業とってはおかしいんですけれども、アンケートを委託業者にやらせないで、文京区内のこの高齢福祉課ではできない作業なんですか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 その入力作業ですか。

○田上委員 いや、全体を、このアンケートをとるのに。

○認知症・地域包括ケア担当課長 計6,000件の対象者で、そのアンケート自体ちょっと今日参考に置いてありますけれども、項目数で40項目ほどございますので、なかなか難しいのかなというふうに考えますけれども。

○田上委員 そうですか。それで、まず最初に今、あの話の流れの中で、委託業者を選定して、それでできる限り私、今の説明を聞くと、宛名ラベルだとか、簡単な作業はこちらでこれを送るとか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうですね、宛名ラベルは区のほうでつくったものを、はい。

○田上委員 区のほうで送るとか、それで、この集まったアンケートだけを業者に渡すとか、そういった危険性のあると言ってはおかしいんですけれども、名前の載っているものを外部に出さなければ危険性が多少は半減できるんじゃないかなと、今ちょっと、ふと思ったんですけれども、そんなような作業をラベルまで委託業者に渡す。アンケートだけを渡すという方法のほうが危険性は少ないんじゃないかなと思います。

○内山会長 今おっしゃっていることは、要するにアンケートの封入までは委託業者がして、ラベルを区の職員が張ればいいじゃないかということですか。

○田上委員 そうですね、はい。

○内山会長 6,000件分をね。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうです。おっしゃる、そういうやり方のほうが危険性が半減するとは思いますが、ちょっと全体の作業の流れ的なことからするとなかなか。こういう調査というもの自体、高齢福祉課だけでやっているわけではありませんで、例えば介護保険課で高齢者実態調査というものも3年に1度行っているんですけれども、基本的には宛名

ラベルを打ち出して業者さんにお渡しして、それで封入、封緘、そのラベルを張るところまでお願いをしているというところなんですけれども。

○内山会長 悪い言葉で言えば業者に丸投げというあれになっちゃうんですけれども、それでワンセットで幾らということですかね。人数的にどのぐらいの作業の人、人数が要るかどうかわかりません。

○認知症・地域包括ケア担当課長 はい。

○吉川委員 いいですか。

○内山会長 どうぞ。

○吉川委員 でも、あれですよ。データで渡さないということで、ある程度そういう。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうですね、できるだけそこはおさえて、はい。

○吉川委員 その上で、そういうことです。また、その6,000件やるとしたら、それこそアルバイトを雇ったりして、例えばそういうことをやるかどうかわからないですけれども、そうするとセキュリティがより担保できるかという、そうでもないと思う。であれば業者にそういう契約に基づいてやってもらったほうが良いと、そういう流れですね。

○認知症・地域包括ケア担当課長 はい。

○吉川委員 ちょっと意見を聞きたいのは、分析を業者がやるというのはよくわからないですけれども、分析というか、そのデータの整備をやるということなんですかね。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そうです。

○吉川委員 分析って何かいろいろ考えたり何たりというのは高齢福祉課じゃないとできないんじゃないかと思うんですけれども。

○認知症・地域包括ケア担当課長 そこはすみません。ちょっと説明が、たしかデータ上の集計をするというところまでで、専門的な分析については当然、高齢福祉課に先ほど申し上げました検討部会の専門の方々がいらっしゃいますので、そういった先生方に専門的な分析はしていただくという。

○内山会長 そのご説明だと、要するに委託業者に最初のデータを渡すときですけれども、送付先のリストは何のために必要ですか。

○認知症・地域包括ケア担当課長 リストは、実際に宛名ラベル、ちょっと細かい話になってしまいうんですけれども、送った後でご本人が亡くなったりとか、いろんな修正を追っかけてしなければいけないものが出てきますので、それを整理するために、一定程度リストで作業していただくという。

○内山会長 この業務自体は必要な行政上のことですし、特に必要なことだというふうに思いますから、実施していただくことは当然必要なことだとは思いますが、認知症の具体的な症状等が、ハンドリングするといいますか、処理するという中で、このような情報が外部に出るというふうなことがあると大変なことがいろいろ起こる。振込め詐偽の標的にもなることまで考えるといろんなことがあると思いますので、特に厳重な情報管理が必要だと思いますので、各委員の質問の中にも、外部流出ないしは不正な利用がないように安全上の配慮がされているかどうかというご質問だったと思います。反対というご意見はなかったように思いますから相当だと思いますけれども、そのようなことについて十分配慮した、十二分に配慮した上で業務を行っていただきたいということで審議会の委員意見をまとめたいと思いますが、そういうような主旨でよろしいでしょうか。

それでは、諮問文に対してそのような主旨でまとまっているかどうかわかりませんが、文案ができていないことはできています。

それでは、答申の案文を読み上げてもらいましょうか。その上でご意見を伺って、このとおりでよろしいかどうか判断いたします。

○総務課長 承知いたしました。どのようなご意見が出るかは、こちらではちょっと想定も何もできなかったわけでありまして、一応たたき台ということで答申文の案をあらかじめご用意をさせていただきました。答申のところの諮問事項については先ほど申し上げたとおりで、結論につきましては、今会長がまとめていただきましたとおり、この目的外利用については実施することは妥当なものと認めると、また、目的外利用に係る本人通知を省略することも妥当であると、これが方向性というふうに考えてございます。

この理由といたしましては、この業務を実施することについては、行政として取り組むべき課題であると考えられると。次の段落になりますけれども、調査対象者を効果的に抽出し、かつ調査結果を的確に分析するために、この介護保険被保険者情報のうち必要な個人情報を目的外利用することは合理性があり、妥当なものと認められるということですね。

そのただし書きのところ、今もご意見がございましたとおり、その外部流出への安全上の配慮、ここら辺についてご意見をいただきましたので、今ある文案に、さらにここら辺をちょっと強調するような内容で事務的に整理をさせていただいた上で、よろしいですか、このようなプライバシー性の高い機密情報であることから、収集した個人情報の運用については、より一層、適正かつ慎重な取り扱いが望まれると、ここら辺の。

○内山会長 そういうことです。

○総務課長 よろしいでしょうか。

○内山会長 ええ。

○総務課長 ということで、なおということにつながりますけれども、目的外利用は調査の対象者を抽出し調査結果を収集・分析するものであり、その結果として本人に特段の不利益が発生するものではなく、また、本人が調査回答を拒否することも可能であることから、目的外利用について本人への通知は省略して差し支えないものと認めると、こういうことで一応、事務局としては文案をご用意させていただいたところでございます。

○内山会長 一番上に案ということが書いてありますから、このとおりご提案をさせていただく、ご意見を伺った上で成案を得たいということを思います。ご説明いただいた答申案文について何か付加したり削除したりという部分があれば、ご意見をいただきたいとします。

○中川委員 私は文面上はそのとおりでいいと思いますけれども、1点だけ特に注意していただきたいのは、対象者が2つに分かれていますね。1つは、要するに要介護・要支援を受けていない人、つまり介護サービスを利用していない人というか、もう一つは利用している人と2つにカテゴリーが分けてあって、特にこの利用している人の情報については非常に慎重に取り扱って。というのは、これは業者にとっては一番欲しい情報なんです。例えばこれが名簿業者か何かに流れた場合には、例えば介護用品だとか、いろんなそういった介護にかかわる関係の業界からのアプローチが当然あってしかるべき。つい最近、あれがありましたよね。教育関係の大きな会社がそういった情報流出があって、お子さんの情報が流れて、いろいろな塾のそういうところのパンフレットが来たり、いろいろそういうアプローチがあったと聞いています。まさにこういう介護業界のある意味おいしい情報なので、そのところはぜひ気をつけて業者の選定に当たっていただきたいとします。

○内山会長 そうですね。本当に知られては不快に思うデータが満載な情報ですから、おっしゃるとおり特に慎重な、小学校の塾のアンケートどころの騒ぎじゃないわけですね。介護の程度ですとか認知症にかかっているかどうかということまでわかってくるようなデータを集積するというということですから、特に注意をしていただきたい。

プライバシー性の高い機微情報だから注意をしろということが書いてありますけれども、それに何か付加するご提案があれば、おっしゃっていただきたいとします。この会議録自体は公表されるということですから、そういう意見があった上でこのような答申案がまとまったということとして、答申案自体は、それではご提案をいただいた案文をもって答申をするということとさせていただきたいです。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。答申については、案文どおり答申をするということとして決定させていただき、お願いします。

ということで議事録、本日の案件のうちの議事（１）の部分については議事が終了したということにさせていただきました。

その上で、（２）その他ということになります。事務局で何か、その他ということで用意されているものがあるでしょうか。

○総務課長 本日の議題としては以上でございますけれども、情報公開の事務要領をこのたび改定をさせていただきました。席上にご用意させていただいておりますので、そちらを今後のご審議の上でご参考にしていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

3 閉会

○総務課長 引き続き、この後、審議会を閉じさせていただいて、その後、マイナンバーにかかわる勉強会ということで、ちょっとご説明をさせていただければと思います。

○内山会長 そうすると、この審議会という名前では、今これで終わりということにさせていただきます。